

令和5年第11回寄居町農業委員会総会議事録			
開催年月日	令和5年11月28日(火)		
開催場所	寄居町役場 全員協議会室		
開会時刻宣告者	議長	室岡 重雄	午後1時30分
閉会時刻宣告者	議長	室岡 重雄	午後2時19分

委員出席状況

席次 番号	氏 名	出・欠	席次 番号	氏 名	出・欠
1	石 附 征 夫	出	11	吉 田 信 雄	出
2	梅 澤 功	出	12	坂 本 滋	出
3	新 井 徹	出		坂 本 廣 久	出
4	中 島 広 文	出		柴 崎 徹	出
5	室 岡 重 雄	出		横 田 義 教	出
6	金 子 達	欠		伊 藤 隆 夫	出
7	小 和 瀬 守	欠		轟 和 男	出
8	福 島 隆 志	欠		栗 原 功	出
9	戸 屋 政 春	出		矢那瀬 信一郎	出
10	中 島 英 樹	欠		清 水 克 樹	出

議事参与者

職 員

局 長 黒瀬秀明
次 長 鈴木秀幸
書 記 青木智史
書 記 権田貴大

事務局長 議長	(起立・礼・着席の発声) ただいまから令和5年第11回寄居町農業委員会総会を開会いたします。 本日、金子達委員、中島英樹委員、福島隆志委員、小和瀬守委員から欠席の旨の通告がありましたのでご報告いたします。 現在の出席委員は12名中8名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 これより議事に入ります。 事務局から本日の議事日程を朗読いたさせます。
事務局長	令和5年第11回寄居町農業委員会総会、 日程第1、議事録署名委員の選任について。 日程第2、議案第84号、農地法第3条の規定による許可申請について。 日程第3、議案第85号から議案第86号、買受適格証明について。 日程第4、議案第87号から議案第90号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。
議長	日程第5、議案第91号、農用地利用集積計画による利用権の設定について。 以上です。 それでは、日程第1、議事録署名委員の選任についてを議題といたします。 寄居町農業委員会会議規則第11条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことでご異議ございませんか。
議長	(委員から「なし」の声) それでは、坂本滋委員と石附征夫委員にお願いいたします。 続きまして、日程第2、議案第84号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局	それでは、議案第84号について、事務局の説明を求めます。 議案書の1ページをご覧ください。 農地法第3条の規定による許可申請につきましては、農地を農地として、権利移転または設定をするものです。 それでは、議案第84号につきまして、御説明申し上げます。 別冊の案内図と併せて御覧ください。 申請内容は、議案書のとおりです。 譲受人は現在、県外に住んでおり、そこで市民農園に参加しておりますが、移住して、自宅で家庭菜園を行いたいと思い、住宅と農地がセットになった物件を探していたところ、本申請地を見つけ、申請に至ったとのことです。 なお、本申請地とセットになっている住宅は、案内図の下の方で申し上げますと、本申請地の北側、〇〇〇番に建っています。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第3条第2項に規定されております、第1号、全部効率利用、第4号、農作業常時従事、第6号、地域調和、全てにつきまして、農地法上の許可要件は問題ないものと考えます。 説明は以上です。
議長	この件について、地元委員のご意見を伺います。 横田推進委員。
横田推進委員	84号につきまして、11月25日に金子委員と現地を確認しました。図面を見て頂くと、〇

	〇〇番が空き家になっております。その右側のほうには住宅が建っておりまして、金子委員と現地を確認したうえで、本申請による特段の影響はないものと判断しています。 議受人には22日に事務局に確認のうえで、本人に電話で申請についてヒアリングを行いました。当人は〇〇市の市民農園で農業に関わっているそうで、インターネットで当該地を調べて見つけたそうです。 申請地では、野菜やゆず、いちじくなどを育てたいとのことを伺いました。 以上、ご審議をお願いいたします。
議長	他にご意見はございますか。 (委員から「なし」の声)
議長	それでは採決いたします。 議案第84号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第84号については、原案のとおり許可することと決定いたします。 続きまして、日程第3、議案第85号から議案第86号、買受適格証明についてを議題といたします。 それでは議案第85号について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書の2ページをご覧ください。 買受適格証明につきましては、農地の競売や公売に参加するために必要な証明で、農地法に基づく許可が得られる者であるかということを証明するものです。 今回は、農地として取得するための公売参加であることから、農地法第3条の基準により審査するものです。 また、この申請者が買受適格証明を受けることができ、公売入札に申し込みをし、最高価買受申出人となり、売却が決定された場合には、改めて農地法第3条の許可申請が提出されることとなります。 その3条許可申請提出後の事務処理についてですが、今回の買受適格証明におきまして、3条許可基準での審査を行うことから、3条許可申請内容が、今回の証明時のものと異ならなければ、総会に諮らずに3条許可を行うことができるものとされていますので、買受適格証明と合わせまして、3条許可申請が出された場合の、その後の事務処理につきましても、議案表下のとおりに行ってよろしいかの御審議をお願いいたします。 なお、今回御審議頂きます公売のスケジュールの概要ですが、2件ともに関東信越国税局が実施するもので、入札期間は令和6年1月9日から1月18日まで、開札日は1月23日、売却決定は2月13日となっております。 それでは、議案第85号につきまして、御説明申し上げます。 別冊の案内図と併せて御覧ください。 申請内容は、議案書のとおりです。 申請者は、申請者の地元である隣接町で農業を営んでおり、本申請地が申請者の自宅から自動車で10分程度の距離のため、通作可能と判断して、公売参加を希望したとのことでした。 申請地を取得した場合には、露地野菜の栽培と、柿と栗を5から6本、植え付け予定であるとのことでした。 当町に農地を所有、貸借しての農業実績はありませんが、隣接町の農業委員会に確認したところ、申請者と世帯構成員の、現在の所有地に不耕作や違反転用はないとのことでした。

	本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 3 条第 2 項に規定されております、第 1 号、全部効率利用、第 4 号、農作業常時従事、第 6 号、地域調和、全てにつきまして、農地法上の許可要件は、問題ないものと考えます。 説明は以上です。
議長	この件について、地元委員のご意見を伺います。
戸屋委員	戸屋委員。 議案第 85 号の申請地についてですが、大きい木が一本生えている現状で、手入れは一切しておりません。 隣接地については、草が刈ってあったりしていますが、周囲は不耕作地が多い印象です。 現段階で申請人が必ず耕作を行うとは断言できませんが、地元としては農地を再生して利用してくれるのはありがたいという意見です。 道を隔てて、〇〇番などの農地は中間管理事業で借り手がいる場所です、当地区では申請地やその周囲が不耕作地として困っていた場所です。
議長	よろしくご審議をお願いします。 他にご意見はございますか。
議長	(委員から「なし」の声) よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 85 号、買受適格証明の交付及び証明交付後の農地法申請手続きについて、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議長	(全員挙手) 全員賛成ですので、議案第 85 号は原案のとおり、決定いたします。 次の議案第 86 号についてですが、梅澤功委員が関係のある事項に該当するため、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで、退席をお願いいたします。
議長 事務局	(梅澤委員退席) それでは、議案第 86 号について事務局の説明を求めます。 議案第 86 号につきまして、御説明申し上げます。 申請内容は、議案書のとおりです。 申請者は、家族で当町や隣接市で広く農業を営んでおり、今回の申請地につきましては、現在の自作地に隣接していて、規模拡大に適していることから取得したいと考え、公売参加を希望したとのことでした。 なお、借入地のある隣接市の農業委員会にも確認しておりますが、申請者と世帯構成員の、現在の所有地や借受地に不耕作や違反転用はありません。
議長	本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 3 条第 2 項に規定されております、第 1 号、全部効率利用、第 4 号、農作業常時従事、第 6 号、地域調和、全てにつきまして、農地法上の許可要件は、問題ないものと考えます。 説明は以上です。
議長	この件について、地元委員のご意見を伺います。
戸屋委員	戸屋委員。 この土地は私が代表を務める水利組合が事業補助を受けている関係もあり、組合員が年に数回草刈りなどを行っていました。

事務局	申請人は、塚田地区でも広く水田を借りてやっています。案内図をご覧になって頂くと、近くにある田んぼについては、申請人が耕作している場所です。 地元としても知り合いの方が耕作してくれるのであれば、ありがたい話ですので、ご審議をよろしくお願いいたします。 他にご意見はございますか。 (委員から「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 86 号、買受適格証明の交付及び証明交付後の農地法申請手続きについて、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので議案第 86 号は原案のとおり決定いたします。 議案審議が終了しましたので、梅澤委員は復席をお願いします。 続きまして、日程第 4、議案第 87 号から議案第 90 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局	それでは議案第 87 号について、事務局の説明を求めます。 それでは、議案書の 3 ページを御覧ください。 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請につきましては、農地の所有者等から別の者への権利移転、または、設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借などによりまして、農地を農地以外の使用目的とするものです。 それでは、議案第 87 号について御説明申し上げます。 別冊の案内図と併せて御覧ください。 申請内容については、議案書のとおりとなります。 申請者、譲受人は、本申請地の北側に隣接する土地で、自動車の販売・整備を行う店を営んでいますが、既存敷地では、車両の駐車スペースが不足していたため、付近で候補地を検討し、譲渡人に相談したところ、本申請地を借り受けられることになったため、申請に至ったとのことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条、第 2 項、第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。
議長	説明は以上です。 この件について、地元委員のご意見を伺います。 新井委員。
新井委員	11 月 25 日の午前中に申請人に事情を伺いました。店長が不在でしたので、課長代理に確認をし、現地の案内をして頂きました。 既存敷地は駐車場が不足してしまっていて、かなり狭い状況で車両が駐車されていました。 駐車場を拡張するとのことで、特段の問題はないものと思いますので、ご審議をお願いします。
議長	他にご意見はございませんか。 (委員から「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 87 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

議長	(全員挙手) 全員賛成ですので、議案第 87 号は原案のとおり、許可相当として知事に意見を送付します。
事務局	続きまして、議案第 88 号について事務局の説明を求めます。
	それでは、議案第 88 号について御説明申し上げます。
	別冊の案内図と併せて御覧ください。
	申請内容については、議案書のとおりとなります。
	譲受人は、町内で農業を営んでおり、所有する〇〇番の農地が道路に接していないため、
	これまで、西側隣接地の〇〇番の地権者に通行の了承を得て、〇〇番の農地を管理していま
	したが、この〇〇番の地権者が亡くなり、この先、どのようにしようかと思っていたところ、
	本申請地を買い受けられることとなり、申請に至ったとのことです。
	本申請地に関しましては、昨年、「贈与」するとして 5 条申請があり、令和 4 年 8 月総会
	で御審議を頂きましたが、その後、折り合いが付かなくなったとのことで、許可が出る前に
	申請の取下げ願いが提出され、令和 5 年 2 月総会で、申請が取下げられた旨の報告を行った
	ものですが、この度、「売買」ということで申請者二人の話がまとまったとのことで、本申
	請が提出されたという経緯のものになります。
	本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条、第 2 項、第 1 号、ロ、(1)
	の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。
	また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支
	障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。
	説明は以上です。
議長	この件について、地元委員のご意見を伺います。
吉田委員	吉田委員。
	23 日の午前中に、栗原推進委員と現地を確認し、譲受人に事情を伺いました。
	内容は先ほど事務局の説明にありましてとおり、申請地の奥にある畑に進入するために活
	用したいとのことです。
議長	特段の問題はないものと思います。ご審議をお願いします。
	他にご意見はございませんか。
	(委員から「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。
	議案第 88 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 88 号は原案のとおり許可相当として知事に意見を送付します。
	次に議案第 89 号について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 89 号について御説明申し上げます。
	申請内容については、議案書のとおりとなります。
	申請者、譲受人は、現在、町外の賃貸アパートに住んでおり、子どもが成長し、手狭にな
	ってきたことから、自己用住宅を建築したいと考えたところ、妻の父の所有地に建築でき
	ることとなり、妻の両親宅や小・中学校に近いことなどから、本議案の申請地が適当と考え、
	申請に至ったとのことです。
	なお、本議案の申請地は、本年 10 月 4 日付けで除外となっております。
	本議案の許可要件の該当性ですが、本申請地は第 1 種農地ですが、農地法施行規則第 33 条

	第 4 号によりまして、住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものにつきましては、例外で許可となるものとされております。 その他、農地法第 5 条、第 2 項、第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきましても、全て問題はないものと考えます。 説明は以上です。
議長	この件について、地元委員のご意見を伺います。
栗原推進委員	栗原推進委員。 23 日に吉田委員と現地を確認し、譲渡人に事情を伺いました。申請人は娘さん夫婦とのことですが、隣接市の借家では手狭となったため、自身の住宅を建てたいとのこと。 現地はきれいに管理されており、問題はないものと思われしますので、ご審議をお願いいたします。
議長	他にご意見はございませんか。
	(委員から「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。
	議案第 89 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 89 号は原案のとおり許可相当として知事に意見を送付します。
事務局	続きまして、議案第 90 号について、事務局の説明を求めます。 それでは、議案第 90 号について御説明申し上げます。 申請内容については、議案書のとおりとなります。 申請者、譲受人は、平成 9 年から、本申請地の町道を挟んだ南側で、鉄スクラップのリサイクル工場を営んでおり、この工場の従業員駐車場は、現在、県道の南側にありますが、従業員の増加に伴い、駐車台数が不足しており、また、駐車場の出入口が、ちょうど県道のカーブ部分にあるため、自動車の出入りで危険な思いをしているため、駐車場候補地について、検討していたところ、同社工場の隣接地の本申請地を譲渡してもらえることになったため、申請に至ったとのこと。 なお、本議案の申請地は、本年 10 月 4 日付けで除外となっております。 本議案の許可要件の該当性ですが、本申請地は第 1 種農地ですが、農地法施行規則第 35 条第 5 号によりまして、既存施設の拡張の場合は、既存施設の敷地面積の 2 分の 1 以下の面積であれば、例外で許可になるものとされております。 本議案では、既存施設の敷地面積は約 7,200 ㎡で、申請地の面積は、その 2 分の 1 以下です。 その他、農地法第 5 条、第 2 項、第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきましても、全て問題はないものと考えます。 説明は以上です。
議長	この件について、地元委員のご意見をお願いいたします。
梅澤委員	梅澤委員。 過日、譲渡人と話をしました。計画している会社の社員の駐車場ということで売買したい

	とのことですが、付近は大型車両の通行を規制する車幅制限のポールもあります。 ただ、このポールは比較的広いので、大型が通行するのは控えて頂き、目的どおり社員等の一般車両のみの通行を改めてお願いしました。 よろしくご審議をお願いいたします。
議長	他にご意見はございませんか。 (委員から「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 90 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 90 号は原案のとおり許可相当として知事に意見を送付します。 続きまして、日程第 5、議案第 91 号、農用地利用集積計画による利用権の設定についてを議題といたしますが、梅澤功委員が申請人となっておりますので、農業委員会等の関する法律第 31 条の規定により、審議開始から終了まで、退席をお願いいたします。 (梅澤委員退席)
議長 事務局	それでは、議案第 91 号について、事務局の説明を求めます。 議案書の 4 ページをご覧ください。 町が定める農用地利用集積計画による利用権の設定、移転につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定により、農業委員会の決定が必要となるため、御審議いただくものです。 それでは、議案第 91 号につきまして、御説明いたします。 今回の計画は、全 22 筆で、合計面積が 34,779 m²です。 農地の内訳は、議案書の右下のとおりになります。 表の一番下の、整理番号 20 番から 22 番の貸借について御説明いたします。 まず、整理番号 20 番と 21 番の新設定ですが、この 2 筆の農地の賃貸借につきましては、今年 7 月の総会時に、夫のみを借受人として利用権設定について御審議を頂き、9 月 1 日から賃貸借が始まっていましたが、その後、夫婦 2 人が共同で「新規就農総合支援事業補助金」の交付申請を行うことになり、夫婦 2 人名義で農地を借り受ける必要が生じたため、今回あらためて夫婦 2 人を借受人とした利用権設定の申出が行われたものです。なお、賃料の支払に関しましては、上段に記載されている夫が行うとのことです。 その次の、整理番号 22 番につきましては、この借受人夫婦が、今回、追加で新たに借り受ける農地となります。 今回の計画の決定基準ですが、農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。 説明は以上です。
議長	この件について、町から決定を求められていますが、何かご意見はございますか。
戸屋委員	戸屋委員。 整理番号 22 については、すでに利用権設定の書類が提出されていないでしょうか。
議長 事務局	事務局。 戸屋委員の御質問に回答いたします。 戸屋委員の仰るとおり、前借受人がいらっしやいまして、その貸借の期限が切れたということで、今回の方が借り受けるということで伺っています。

事務局 戸屋委員	戸屋委員。 以前の方のときに私が間に入っていました。前の方は耕作をしていなかったということで、賃料などもしっかり入っているのでしょうか。 私も所有者に確認したいと思いますが、こうした経緯もありましたので、問題の解消がされたのか気になりました。
議長 事務局	事務局。 以前の方の貸借の終期については、令和 5 年 12 月 31 日となっており、今回の方の貸借の始期は令和 6 年 1 月 1 日からとなっております。 以前の方については、貸借を更新するか意思確認をしており、今回の期限を以って更新はせず、貸借は終了でよいとのことを伺っております。 賃料に関しては、大変申し訳ございませんが、中間管理事業と異なり、賃料の支払いの残り等、把握はしてはおりません。
事務局 戸屋委員	戸屋委員。 本件について、所有者に確認しても大丈夫でしょうか。間に入っていたこともあり、責任を感じます。
議長 事務局	事務局。 そういった経緯での貸し借りがあったとのことですので、戸屋委員から確認いただくことについては、何ら差し支えございません。よろしくお願いいたします。
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 91 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 91 号は原案のとおり決定し町へ報告いたします。 議案審議が終了しましたので、梅澤委員は復席をお願いいたします。 (梅澤委員復席)
議長	以上で全ての議案審議が終了しました。 委員さんから、何かありましたらお願いいたします。 (委員から「なし」の声)
議長 事務局長	事務局から何かありますか。 事務局から 1 点、ご連絡いたします。 次回の総会ですが、12 月 25 日、月曜日の午後 1 時 30 分からでお願いいたします。 繰り返し申し上げます。 12 月 25 日、月曜日の午後 1 時 30 分からでお願いいたします。 以上、よろしくお願いいたします。
議長 事務局長	それでは、他に無いようですので、令和 5 年第 11 回総会を閉会いたします。 ご協力ありがとうございました。 (起立、礼、着席の発声)

署名委員の決定について議長指名により

坂本 滋 委員 石附 征夫 委員

以上2名を選任する

上記顚末に相違のないことを証するためここに署名する。

令和5年11月28日

議 長

室岡重雄

委 員

石附征夫

委 員

坂本 滋